

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	1	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業
事業番号		A-4-1	事業実施主体 町
交付期間	平成24年度	総交付対象事業費	12,000 (千円)

事業概要

本事業は、埋蔵文化財の取扱いを決めるための試掘・分布調査(保護調整のための調査)、及び個人住宅・零細企業・中小企業等が実施する事業に伴う確認調査・本発掘調査(記録保存のための調査)を行うものである。事業は県と共同で実施するが、県は埋蔵文化財の取扱いを決めるための試掘・分布調査、町は個人住宅・零細企業・中小企業等が実施する事業に伴う確認調査・本発掘調査を行うこととしている。

調査年度の考え方については防災集団移転事業の着手が早い地域から周辺環境の整備が進むため、個人住宅や企業の建築が始まり、調査地も併せて設定している。

調査箇所数 15箇所(別添図面参照)

調査面積 1箇所100m²(宮城県平均値(市街地除く))

調査費用 800千円/箇所 × 15箇所 = 12,000千円

・調査費内訳

①調査費 7,000円/m² × 100m² = 700,000円 m²単価算出方法→宮城県埋蔵文化財調査費平均単価

②旅 費 17,000円 × 3名 = 51,000円

③需用費(報告書印刷費・消耗品等) 50,000円 ①+②+③=800,000円

(平成24年度調査箇所)

個別移転 : 15箇所 【志津川西地区、西戸・折立・水戸辺地区、波伝谷地区、長清水地区】

※参考(県が試掘・分布調査を行うもの)

集団移転 : 19箇所 【清水地区、志津川中央地区、波伝谷地区、津の宮・滝浜地区、長清水地区】

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
交付対象事業費		12,000				12,000
28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→					0	

(南三陸町震災復興計画72頁記載)

東日本大震災の被害との関係

今回、津波により32の遺跡が被害を受けた。また、町の約3分の2の建物が流失した。今後、住居・店舗の新築・改修等の開発事業が実施される。当該事業の実施に先立ち埋蔵文化財の発掘調査が必要となる。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	2	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)	
事業番号	D-13-1		事業実施主体	町
交付期間	平成24年度		総交付対象事業費	1,890,360 (千円)

事業概要

がけ地近接等危険住宅移転事業の適用により、津波災害の恐れの高い土地から居住者自身の自助努力による移転を支援し、生命の安全を確保する。(助成金額:最大708万円/戸)

補助金 1,890,360千円

年度別戸数	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
	0 [戸]	267 [戸]	160 [戸]	54 [戸]	53 [戸]	534 [戸]

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費	0	1,890,360				1,890,360

28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→ 0

(南三陸町震災復興計画60頁記載)

東日本大震災の被害との関係

津波により3, 268戸が被害を受けた。

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。当該事業は、防災集団移転事業と並び被災者の高所移転の基幹的事業である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	3	事業名	復興まちづくり協議会運営支援事業
事業番号		D-20-1	事業実施主体 町
交付期間		平成24年度	総交付対象事業費 10,000 (千円)

事業概要

町民同士が協力して、自主的な復興まちづくりを進めていくために組織された「復興まちづくり協議会」に対して、活動費用の一部を補助するとともに、協議会からの要請により必要なアドバイザーを派遣する。

※復興まちづくり協議会の主な活動内容例:集団移転に向けた合意形成のための話し合い、地域の復興まちづくりに関する計画づくり、住民意向調査、まちづくりの勉強会、会員同士の交流事業等

《活動費補助》

※補助対象:復興まちづくり協議会の運営費用(会議費、資料作成費、郵送等。役員への報酬等を除く。)

※交付対象団体数:(H24)3団体 (志津川地区1団体、歌津地区1団体(伊里前)、戸倉地区1団体)

※補助金額:1団体 50万円(上限)

《アドバイザー派遣》

※復興まちづくり計画の策定等の活動支援のためのアドバイザー等を派遣する。

※派遣計画:1団体当たり 月4回程度

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費	0	10,000				10,000

28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→

(南三陸町震災復興計画 要記載)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の被害は極めて甚大であり、これから復興まちづくりを進めていくに当たっては、町民や民間事業者等、町に関わる全ての者の力を結集した「協働のまちづくり」を進める必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	4	事業名	復興まちづくり総合支援事業(都市防災総合推進事業)	
事業番号	D-20-2		事業実施主体	町
交付期間	平成24年度		総交付対象事業費	90,000 (千円)

事業概要

南三陸町震災復興計画の実現に向け、府内、関係機関、各地域との連携・調整を効率的・効果的に進めるため、復興計画事業に関する総合マネジメント(PMC)を導入する。

次の業務内容について業務委託する。委託事業者に対しては、業務遂行に当たり、町職員に同行して地域に入り、住民や関係機関等に対して丁寧に説明・協議・調整等を進めるなど、きめ細かに対応する必要があるため、専任者を配置させる。

- ・復興計画事業のローリングマネジメント(総合調整・事業管理、計画の修正等の統合マネジメント)業務
- ・復興計画事業の検討成果の収集・整理業務
- ・復興事業の事業プログラムの展開、対象事業の仕分け、事業スケジュールの作成等業務
- ・面整備事業、関連事業の仕分け、事業間調整業務(道路・堤防等広域的復興インフラ事業と各市街地復興事業との連携・調整、産業振興・福祉・教育施設整備等の市街地復興に関連する諸施策との連携・調整等)
- ・津波シミュレーション実施、災害防止強化に係る事業計画検討・立案業務
- ・復興計画の変更等(新規展開、追加構想、企画の提案)業務
- ・計画推進にあたり必要な国、県、関係機関、学識経験者との協議・事前調整(調整会議)業務
- ・上記各項目にかかる説明資料を作成

年度別事業費

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費		90,000				90,000
	28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→					0

(南三陸町震災復興計画 9頁記載)

東日本大震災の被害との関係

町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。

この甚大な被害からの復興には、膨大な復興事業の同時多発的展開が図られることが必要となる。復興事業全体を見渡し且つ各事業に合わせた進行事務への専門的かつ継続的支援となる本事業が必要。

関連する災害復旧事業の概要

本町にて展開される災害復旧事業全般

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	5	事業名	集落高台移転計画策定事業(防災集団移転促進事業)
事業番号	D-23-1	事業実施主体	町
交付期間	平成23年度～平成24年度	総交付対象事業費	2,928,201 (千円)

事業概要

町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。

23、24年度においては、集団移転先となる用地確保のための土地の鑑定、測量調査、設計等を実施する。

【対象地区】歌津地区(港)他19地区(別添のとおり)

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費	1,834	2,926,367	0	0	0	2,928,201
28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→						0

(南三陸町震災復興計画60頁記載)

東日本大震災の被害との関係

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。

その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、町全体の各漁港集落で合意形成を図る。

また土地区画整理事業を施行する志津川地区においても合併施行を予定する。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	6	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)		
事業番号	D-23-2			事業実施主体	町
交付期間	平成24年度			総交付対象事業費	7,500 (千円)

事業概要

町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。

24年度において、集団移転に関する合意形成が図られた歌津地区(寄木・垂の浜)について用地買収や造成工事に着手する。

【対象地区】歌津地区(寄木・垂の浜)(別添のとおり)

※用地の地権者には買収について口頭による同意を得ている。

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費		7,500	0	0	0	7,500
28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→						0

(南三陸町震災復興計画60頁記載)

東日本大震災の被害との関係

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。

その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、町全体の各漁港集落で合意形成を図る。

また土地区画整理事業を施行する志津川地区においても合併施行を予定する。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	7	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)		
事業番号	D-23-3			事業実施主体	町
交付期間	平成24年度			総交付対象事業費	1,890 (千円)

事業概要

町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。

24年度において、集団移転に関する合意形成が図られた戸倉地区(藤浜)について用地買収や造成工事に着手する。

【対象地区】戸倉地区(藤浜)(別添のとおり)

※用地の地権者には買収について口頭による同意を得ている。

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費		1,890				1,890
28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→						0

(南三陸町震災復興計画60頁記載)

東日本大震災の被害との関係

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。

その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、町全体の各漁港集落で合意形成を図る。

また土地区画整理事業を施行する志津川地区においても合併施行を予定する。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

(様式1-3①)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

No.	8	事業名	防犯灯整備事業	事業実施主体	町
事業番号	◆ D-23-1-1				
交付期間	平成24年度			総交付対象事業費	1,000 (千円)

事業概要

津波によって多くの防犯灯が流失し、スクールバスの停留所から仮設住宅までの間が暗く、防犯上の課題となっている。国道45号線や国道398号線については道路照明も設置されているが、カーブや交差点が主であり、間隔が長く、その間を照らす防犯灯は、安全な道路通行に必要不可欠である。以上により、平成24年度は、国道45号・398号沿線の通学路やバス停留所、仮設住宅付近等に商用電源の防犯灯を緊急的に整備する(商用電源12千円×83基=1,000千円(平成24年度))。

平成25年度以降は防災集団移転等による新たな街並み形成に合わせ、高台周辺や接続道路等にソーラー式の防犯灯を設置する。震災時、停電の期間が長期であったことを踏まえ、ソーラー式防犯灯とする(ソーラー式1,000千円×100基(当該ソーラー式防犯灯分については次回以降申請予定))。

年度別事業費

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費		1,000				1,000
28年度以降の対象事業費がある場合はその計を右に記載してください→						0

(南三陸町震災復興計画資料事業編10頁記載)

東日本大震災の被害との関係

津波によって、壊滅的な被害を受け、浸水域におけるほとんどの防犯灯が流失した。

多くの住民は仮設住宅に移り住み、その中で、生活の再建と地域コミュニティの継続を模索し、防災集団移転に取り組むなど、復興の努力を積み重ねている。防犯灯流出による治安の悪化は、町民の町外流出や地域コミュニティを脅かす要因であり、引いては防災集団移転等復興の妨げとなり、防犯灯整備は急務である。

震災時、停電が長期間にわたり、その間、町中の明かりが消え、防災・防犯上の観点から、震災に耐えうる施設の整備が必要である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-23-1
事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)
直接交付先	町

基幹事業との関連性

津波によって町内の防犯灯が流出したが、これにより夜間の安全性が低下した状態が長期化すれば、町民の町外への流出の一因となる。このため、町民の町外への流出を防止し、地域のコミュニティを維持し、円滑に防災集団移転を実施するためには、既存の集落や仮設住宅近辺に防犯灯を設置し、地域の安全性を向上させる必要がある。防犯灯設置等の環境整備を図ることにより、円滑な集団移転事業の実施に資する。